

群馬県ゴルフ協会 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策・ガイドライン

ゴルフ場運営・管理上の「新型コロナウイルス感染防止対策」

【目的】

- ◆ 「三つの密」により感染拡大の原因となる可能性が高いと指摘されている「レストラン」について、回避方法を示す。
- ◆ 「人と人との接触」により感染拡大の原因となる可能性が高いと指摘されている「ロッカールーム」について、回避方法を示す。
- ◆ 特有の施設としての「乗用カート」により感染拡大が発生しないよう防止対策を示す。
- ◆ 「クラブハウス」及び「ゴルフコース」内での感染拡大防止対策を示す。

【具体的施策例】

1. 「ロッカールーム」及び「フロント受付」・・・人と人との接触防止

- 「フロント受付」については、「身体的距離の確保」(※)に必要な距離を明示する。
- プレー代金の精算は、「自動精算機」の使用を奨励する。対面の場合は、「クレジットカード」や「電子マネー」での精算をお願い(推奨)する。
- 「使用ロッカー」をスタート時刻に応じて間隔を取るなどの工夫し、接触機会を大幅に少なくする。またロッカールームでの滞留時間を短縮するために、プレースタイルでの入場を許可する。

2. クラブハウスの管理・清掃等で実行すべき事項

- プレーヤーとの対面接客が必要な箇所(フロントやマスター室等)には、アクリル板・透明のビニールカーテン等で遮蔽を実施するか「身体的距離の確保」※をする。
- クラブハウスは、窓を開放して定期的に換気を実施する。
- 可能な限り、消毒液をプレーヤーの導線に沿ったポイントに設置する。
- 不特定多数が接触する箇所(テーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・貴重品ボックス等)は、定期的に消毒作業を実施する。
- トイレの清掃
 - ・便器清掃は、定時巡回清掃を実施。(便器内については通常清掃で可)
 - ・ハンドドライヤーは休止し、個人用ハンドタオル、ペーパータオルを設置する。

- ロビー等のパブリックスペース ・
 - ・「身体的距離の確保」※が出来るように設置する。(席数減)
 - ・常時換気を行う。
 - ・テーブル・椅子等、不特定多数が接触する箇所は定期的に消毒する。

3. 浴室・脱衣室を使用する場合、実行すべき事項

- プレーヤー同士の浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- 浴室・浴槽・脱衣室における「身体的距離の確保」(※)に注意を促す。
- 脱衣室・浴室の定期的な換気を実施する。
- 脱衣籠(脱衣棚)等の備品は定期的に消毒する。

4. レストランを営業する場合、実行すべき事項

- 常時換気のために窓の開放。
- テーブル・椅子・調味料等の容器・メニュー等の手の触れる箇所は定期的に消毒を実施する。

5. コースのセッティング

- 旗竿は抜かないよう掲示等を用いて促す。
- ボール洗機の使用中止。

6. 乗用カート

- 乗用カートの消毒、使用後に実施する。

7. その他の事項

- 「スコアカードホルダー」は、使用後に清拭消毒する。
- 「レンタルクラブ」「レンタルシューズ」は中止か、継続の場合は、使用後に消毒を実施する。

【注記】 (※) 「身体的距離の確保」とは
できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努めることをいう。

プレーヤーに協力を要請する「新型コロナウイルス感染防止対策」

【目的】

- ◆ゴルフ場における「新型コロナウイルス感染症対策」の成功は、ゴルフプレーヤーの感染拡大防止に向けた理解と協力が必要不可欠。
- ◆「新型コロナウイルス感染症」の予防措置として、ゴルフプレーヤーの方々にも従来と違うサービスの提供と成らざるを得ないことを理解して頂く。

【具体的施策例】

1. 入場制限事項の明確化と告知

- しばらくの間、以下の点を遵守の上 ご来場頂くようホームページ等で事前告知を実施する。

【謝絶事由】 発熱等の風邪の症状がある方、プレーの自粛をお願いするケースがあること。

(強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方、咳、痰、胸部不快感のある方など)

新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や同居のご家族や身近な知人に「新型コロナウイルス感染症」の感染が疑われる方がいる場合。並びに、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

臭覚・味覚に異常があると感じている方。

2. 入場後の依頼事項

- ゴルフ場入場時、昼食時、プレー終了後は、「手洗い・手指消毒」を励行するよう依頼する。
- 「ロッカールーム」では、「身体的距離の確保」(※)と会話の自粛を要請する。
- 発熱等の風邪症状がプレー中に生じた方は、プレーの中断を依頼するケースがあることを事前告知しておく。(不安の方はお申し出により、非接触型の体温計により検温を実施する)
- 来場に際しては、マスク着用を依頼。

3. 「新型コロナウイルス感染症」対策として従業員の接遇について

- 従業員は、マスク着用の上、感染予防に必要とされる「身体的距離の確保」(※)の上、業務を遂行させて頂くことを事前告知しておく。

【注記】 (※) 「身体的距離の確保」とは

できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努めることをいう。